接続工事費補助金の手続きについて（公共下水道・農業集落排水）

●補助金拡充の概要

　　従来の公共下水道接続工事費補助金（供用開始３年以内に公共下水道への接続工事をする者に対する補助金、補助額４万円）について、公共下水道へ接続できなかったやむを得ない理由がある者については、４年目以降も補助対象とする。（平成３０年以降の供用は３年以内）

　　さらに、世帯要件、収入要件に該当する者については、最大３１万円を加算して交付する。（農業集落排水事業は同様の補助金制度を新設）

●補助金の額

　工事費用の範囲内で、

　基本額　４万円

加算額３１万円

●補助対象工事

　　公共下水道・農業集落排水へ接続することを目的として、宅内配管を改造する工事で、対象年度の４月１日以降に着工した工事で、原則対象年度の３月１５日までに実績報告があるもの。ただし、下記の工事については対象としない。

　　１、新築

　　２、水洗便所への改造費用

●補助対象者

　　供用開始３年以内に公共下水道への接続工事をする者（供用開始４年以降であっても、未接続の理由がやむを得ないものである場合は、交付対象とすることができる。）及び農業集落排水への接続工事をする者で、次のいずれにも該当する者とする。

１、官公署でない

２、公共下水道受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金

を滞納していない

３、市税及び水道料金を滞納していない

**●加算額交付要件**

　１、新たに補助対象工事を実施しようとするすべての世帯の世帯員（以下「申込み世帯」という。）に、申請年度の４月１日時点で満１８歳未満、または申請年度の３月３１日時点で満６５歳以上の者がいる。

２、申込み世帯のうち、収入のある者全員の課税対象所得の、所得控除後の合計額が３４８万円以下であること。

●申請から交付までのイメージ

　　　　従来の工事申請　　　　 　　　　　補助金申請

　　あ排水設備計画確認申請

　　あ排水設備計画確認書交付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　補助金申請

　あ工　事　着　手　届

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　補助金決定通知

　１工　　　　　事

　あ工　事　完　了　届

　　　 　　　　　　　　　　　　　　あ実績報告、補助金請求書

１竣　工　検　査

　　　　 　　　　　　　　　　　　　あ補助金確定通知書

　あ　　　　　　　　補　　　助　　　金　　　交　　　付

●申請書類

　１、桜川市公共下水道・農業集落排水接続補助金交付申請書

　　　（公共下水道は供用開始４年目以降の場合、接続できなかった理由を添付）

　２、排水設備計画（変更）確認書の写し

　３、位置図

　４、市税等の納税証明書　※完納証明書（申請者のみ）

　５、工事見積書の写し**（工事明細内訳、配管延長等の記入が必要）**

　６、世帯の課税対象所得計算表

　７、**申込み世帯全員の所得・課税証明書及び非課税証明書**※高校生を含む個人個人のもの

（申請時点での最新の物）（義務教育の児童分は除く）

　８、住民票謄本**（世帯分離している場合などは申込み世帯全ての分）**

　９、工事前写真

１０、その他、必要と認める書類

* 加算交付を申請しない者については、６から８の書類は不要

４、７、８の添付書類については、申請時点での最新のもの

●実績報告書類

　１、桜川市公共下水道・農業集落排水接続補助金実績報告書

　２、桜川市公共下水道・農業集落排水接続補助金交付請求書

　３、工事領収書の写し

　４、工事完了後写真

　５、その他、必要と認める書類

※**原則、工事後の申請は補助金を受けることはできません。**

※加算額の申請をされる方は、申請前に交付要件に**該当になるか、よく確認したうえで申請してください。**

※世帯の課税対象所得計算表に記入する金額は次の見本を参考にして記入してください。

必ず、**収入のある方全員の金額を記入してください。**

